

下水道は何でも流せるというものではありません！

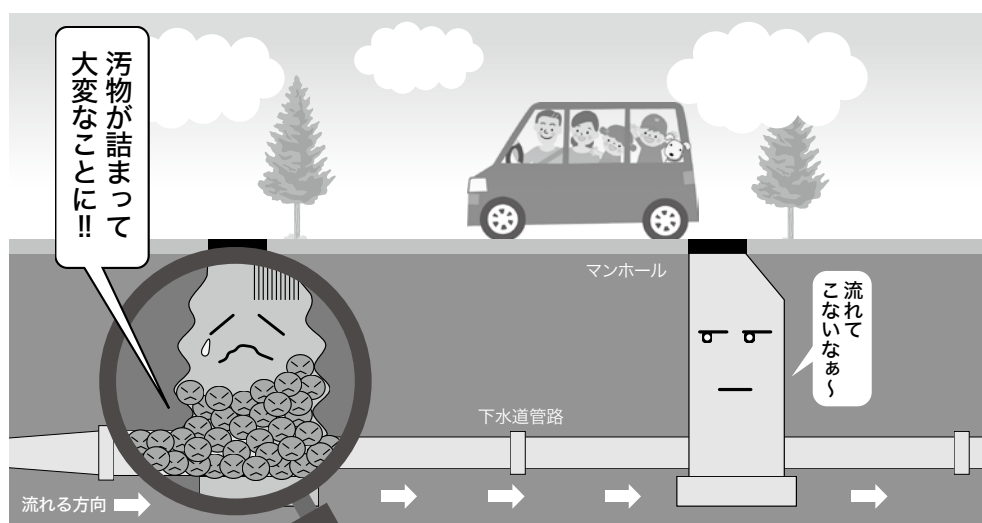
ルールを守って使いましょう

下水道課管理係 ☎0824・73・1175

市は、公共下水道事業・農業集落排水事業・浄化槽整備推進事業の3事業で污水处理を行っています。これらの事業で設置している処理施設や管路は、ルールを守って使用しないと汚物が詰まるばかりでなく、壊れてしまう場合もあります。施設や管路が壊れると、悪臭が発生したり汚水があふれ出るなど、生活に支障をきたしたり環境汚染につながったりします。

実際に、タオルなどの布や紙オムツなどの水に溶けない紙、ゴルフボールや木片などが下水道へ流れ込み、設置されているマンホールポンプが壊れるという事例が発生しています。

下水道は何でも流せるというものではありません。日ごろから、下水道へのご理解と適切な使用をいただいているところですが、みんなが安全で快適な生活を送ることができるよう、今一度、下水道の使用ルールをしっかりと確認し、ルールを守って使いましょう。



Let's follow a rule
下水道使用の

主 な ル ー ル

- 油や残飯を流さない。油は新聞紙などに染み込ませて、燃えるゴミとして出す。
- 分離マスを設置している場合は、定期的に掃除をする。1カ月に1回以上が目安。
- 水に溶けない紙（ティッシュペーパーなど）は流さない。トイレでは水に溶ける紙を使用する。
- 有害物質は絶対に流さない。
- 誤って異物を流してしまった場合は、すぐに下水道の使用を中止し、点検マスから取り除くか下水道設備業者へ相談する。

下水道への接続と浄化槽の設置を

下水道へ接続していない方は、一日も早い接続をお願いします。また、浄化槽処理区域で浄化槽を設置していない方は、水環境保全のためにも浄化槽設置をご検討ください。